

ヘイトスピーチ解消法を踏まえた公の施設等の使用制限に関するガイドラインについての考え方

1 策定趣旨

本市では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）の成立や、都市の理念として宣言した世界文化自由都市宣言、人権施策に関する基本的指針である「京都市人権文化推進計画」及び多文化共生施策などに関する基本的指針である「京都市国際化推進プラン」に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動いわゆるヘイトスピーチは許されないという人権意識等の浸透を図る取組を実施してきた。

また、ヘイトスピーチ解消法では、地方公共団体に対して、「不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講じるよう努める」ことを定めている。

こうしたことを踏まえ、本市の公の施設等において同法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われるおそれがある場合について、各施設管理者が、設置・管理条例等に基づく使用制限規定を適切に解釈・適用できるようにするため、本ガイドラインを策定する。

＜参考＞ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

2 対象施設

地方自治法第244条第1項の規定による「公の施設」であって、市の設置・管理条例で定めるもの及びこれに準じる施設（指定管理者制度を導入したもの及び目的外使用許可等により使用させるものを含む）

3 使用制限に関する基本方針

(1) 使用制限の考え方

ヘイトスピーチ解消法は前文で、不当な差別的言動は許されないことを宣言しており、本市もこれまでからヘイトスピーチは許されないという立場にある。

しかしながら一方で、憲法及び法令を尊重遵守し、表現の自由や集会の自由について過度の制約にならないよう配慮しなければならない。この点、地方自治法では、地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとするとともに、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない規定とされている（地方自治法第244条）。また、表現の自由との兼ね合いから、ヘイトスピーチ解消法は理念法であり、不当な差別的言動についての禁止や罰則規定を設けていない。

こうしたことを踏まえると、使用制限にあたっては、慎重な判断が必要である。

(2) 使用制限の要件

①要件

検討中

②使用制限の根拠規定

公の施設に関する管理条例等に置かれている、「他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき」「管理上支障があるとき」の規定を根拠に使用制限を行う。

(3) 第三者機関

使用制限の判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、有識者から構成される第三者機関を設置する。

(4) 使用制限の種類

検討中